

総行国第474号
平成24年11月20日

都道府県・指定都市総務部（局）長 殿
（人事担当課、市町村担当課扱い）
都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿

総務省自治行政局国際室長

新たな地方公務員海外派遣プログラムの実施について（通知）

平素より、地域の国際化の推進につきましては、お世話になっております。

今般、地域レベルにおける国際交流が進展し、地方公共団体における国際交流施策も多様化してきている中、各地方公共団体が、職員を海外へ派遣し、関係団体の支援を受けながら、自らの創意工夫に基づいて、国際的な人材育成を実現することを趣旨としたプログラムを平成25年度より実施することとしましたので、お知らせいたします。

なお、都道府県市町村担当課におかれましては、貴管内市区町村にご周知願います。

また、本プログラムは、添付資料の通り、「地方公務員海外派遣プログラム実施要綱」（平成3年7月5日付け自治画第75号）を改正して実施するものであること、申し添えます。

【添付資料】

- （別添1）地方公務員海外派遣プログラム概要
- （別添2） " 実施要綱

【連絡先】

担 当：総務省自治行政局国際室
馬宮課長補佐、小池係長、中野事務官
T E L：03-5253-5527 F A X：03-5253-5530
E-mail：k.mamiya@soumu.go.jp
t.koike@soumu.go.jp
h2.nakano@soumu.go.jp

地方公務員海外派遣プログラムの概要

別添 1

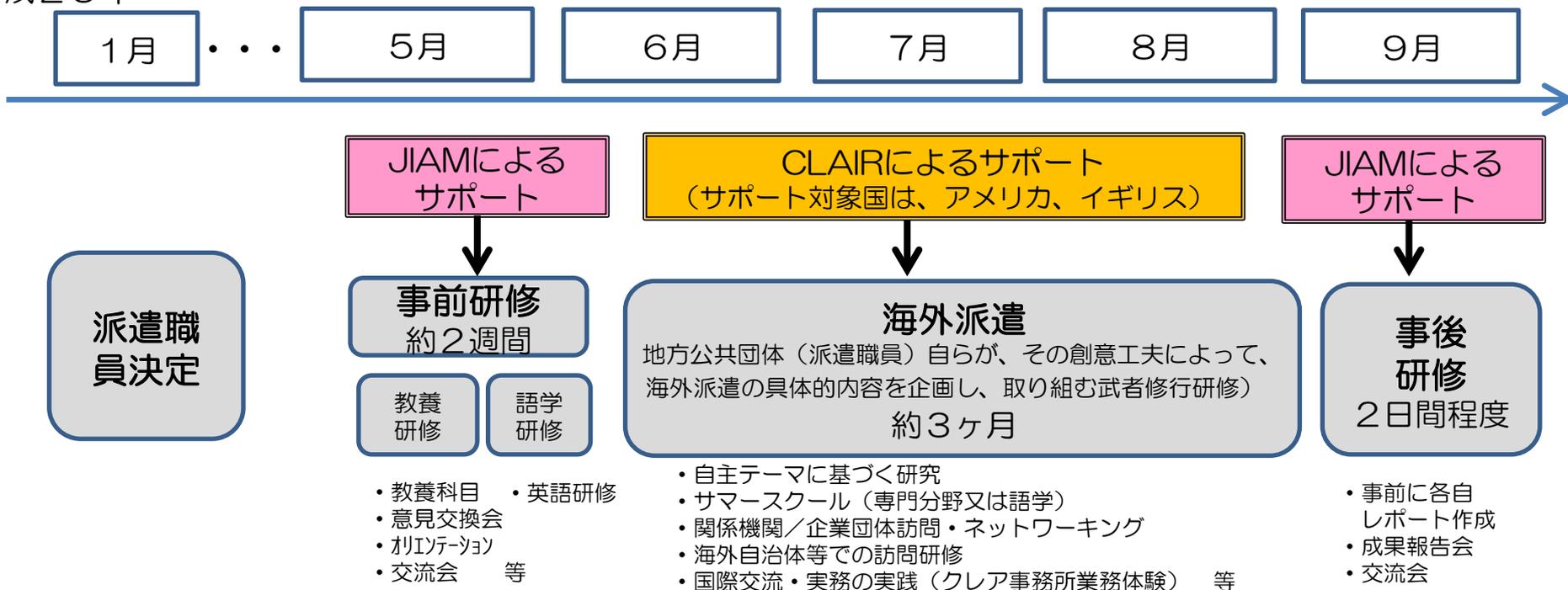
スキーム

- 趣旨 : 各地方自治体が、創意工夫に基づき、JIAMやCLAIRの支援を受けながら、自主的に国際的な人材を育成することを実現（海外研修の具体的内容は各地方自治体の判断で決定）
- 派遣期間 : 約4カ月（国内での研修を含む）
- 派遣対象国 : 限定はないが、CLAIRの支援は当面の間、米国及び英国
- 派遣対象職員 : 一定の語学力を有する者

役割分担

- 総務省 : プログラムのとりまとめ・・・実施要綱の策定、PR、派遣職員の募集・決定、相談窓口など
- JIAM : 国内部分のサポート・・・事前研修、事後研修など
- CLAIR : 海外部分のサポート・・・海外派遣中の各種活動支援など
- 地方公共団体 : プログラムの実施主体

平成25年



地方公務員海外派遣プログラム実施要綱

(平成 3 年 7 月 5 日 策定)

改正 平成 9 年 8 月

平成 13 年 6 月

平成 24 年 10 月

1 趣旨

地域レベルにおける国際交流が進展し、地方公共団体における国際交流施策も多様化してきており、海外における研究、研修等を通じて国際的な感覚と視野に富んだ職員を養成することが課題となっている。また、情報化の進展により、国内はもとより海外における行政の具体的事例を比較・研究し、行政の運営に役立たせていくことが求められてきている。

このため総務省は、必要な資質を備えた地方公共団体の職員を対象とした「地方公務員海外派遣プログラム」（以下「本プログラム」という。）に所要の財源措置を講ずるとともに、全国市町村国際文化研修所（以下「J I A M」という。）による研修、(財)自治体国際化協会（以下「C L A I R」という。）による各種の活動支援等の支援措置を講ずることとする。

2 実施主体

地方公共団体とする。

地方公共団体は、本プログラムの実施主体として、具体的な研修計画等の策定及び当該研修計画等に沿った支援の選択、派遣先機関の選定や必要な調整等を行うこととする。

3 事業の総括

総務省とする。

総務省は、本プログラムに関する周知、派遣職員の募集・決定、地方公共団体からの相談対応等、本プログラムのとりまとめを行うこととする。

4 事業内容

(1) 概要

本プログラムは、各地方公共団体が、自らの人材育成の考え方に沿って、支援主体（J A I M、C L A I R）による活動支援を受けながら、創意工夫

を活かして、自主的な研修活動を企画し実施することを可能とするものであり、具体的には、次の①～③で構成される。

①事前研修（J I A Mでの教養研修、語学研修）【約2週間】

②海外派遣（C L A I Rの支援を受けながら海外研修）【3カ月程度】

③事後研修（J I A Mでの成果評価・報告会）【2日間程度】

(2) 派遣の対象となる職員

派遣の対象となる職員は、海外における研究、研修等に従事するために必要な語学力を有する者とする。

(3) 職員の身分

この派遣は、地方公務員法第39条に基づく研修であり、研修元団体における身分取扱いは、原則として出張とする。

(4) 派遣期間

当面の間、原則として、約4か月（国内での研修を含む）とする。

(5) 派遣対象国

限定されないが、C L A I Rが支援するのは、平成25年度については、米国及び英国とする。

(6) 派遣先機関

地方公共団体により任意に決定されるものとする。

(7) 派遣職員の決定

原則として、T O E F LまたはT O E I Cでの一定の得点を有する者であれば、参加を可能とする。

ただし、C L A I Rの支援を受けることを希望する者が、(8)に定める定員数を上回った場合は、総務省において調整することとする。

(8) 定員数

C L A I Rが支援対象とする者は、平成25年度については、米国及び英国で、最大で計10名程度（各5名程度）とする。

一方、派遣職員が、計10名程度に満たない場合は、J I A Mの研修は行われなくてもありうる。

(9) 費用負担及び財政措置

派遣に要する経費は、派遣元の地方公共団体の負担とし、当該費用に対し、特別交付税により所要の措置を行う。

5 J I A M の支援

J I A M は、国内において、本プログラム参加職員の海外派遣及びその準備に向けて必要となる、事前研修及び事後研修を行うこととする。

(1) 教養研修（事前研修）

海外派遣の準備として必要な研修を行う。

(2) 語学研修（事前研修）

海外派遣に有効な、実践的な英語力習得、語学能力の研鑽のために研修を行う。

(3) 事後研修

派遣職員の成果・レポート等の報告会、事後的な確認を行う。

6 C L A I R の支援（地方公共団体が選択）

C L A I R は、海外において、海外事務所（平成25年度については、ニューヨーク事務所、ロンドン事務所）を通じて、本プログラム参加職員の海外派遣中の各種活動支援等を行うこととする。

(1) 派遣先機関の紹介等

具体的な要請に応じ、大学、地方公共団体、日系関係機関、企業・団体等の紹介、情報提供等の援助を行う。

(2) 研修

必要に応じ、海外事務所においての事前説明を行う。

(3) 情報提供

一般的な生活情報等の提供を行う。

(4) 派遣期間中の生活相談

派遣期間を通じて、各種の助言等を行う。

(5) 海外事務所の開放

海外事務所のオフィススペースの提供、O A 機器の貸与等を行う。

(6) 活動支援

具体的な要請に応じ、C L A I R の業務や実施事業への体験受入、各種活動に係るノウハウの提供等、各種の支援を行う。

7 その他

その他この要綱を実施するための必要な事項は、総務省が別に定めるものとする。